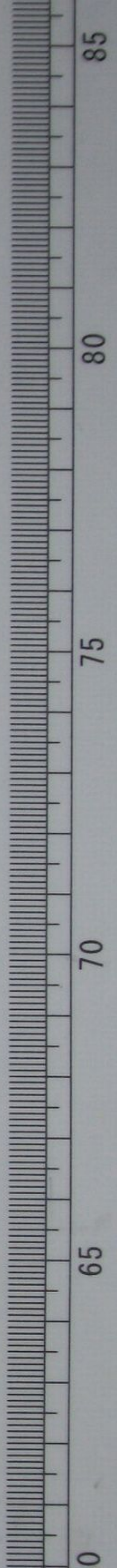


新聞摘要

壹

西垣文庫
文庫 10
7313
1



文庫10
7313

許官

高田義甫編纂

新聞摘要

東京書肆 香芸堂發兌

許官

西澤文庫

新聞摘要序

我邦以文明開化五年于茲。而海
內外新聞。紛行於世。為文
開化之進。莫速於新聞。又應習之
除。其速於新聞。然者。出一時之
部。傳聞之謬。謬者。未為無憾也。

新聞摘要序

新刊商賈卷之二
於是乎。信天翁山中先生。欲將其
要以傳不朽。然公弱齋。不能
遂其志。故托舊門生。喜田鐵線兒
以此事。兄頃者以著述為業。欣然
奉師命。贖得諸方新聞紙若干。沙
之汰之。拔其萃以成卷。名曰新葺

摘要。一日携來問序。余受而讀
之。則無戲謔之笑。柄說謬之若指
乃取舍得其宜。嗚呼先生之於
兄。可謂能舍其人而託書也。兄之
於先生。亦可謂揣其分而受之者
也。自知是卷一出。必寒鄉僻。不

待歲月。除矣。墨守舊習之弊。以
進歩于開化日新之域也。必多。余
不愧卑見以為之序。以此。明治五
年壬申。一陽節。於芳潤軒。南業之
下。桂嶽。迂更海。恒業。張氏。後



凡例

一 戊辰の年 御復古以來文物日々開け月々盛
んをれば新聞誌の會社を設け發兌する其數
屈指の違あらざるに至る戊辰前 皇國新聞
誌をきよあらずと雖も西洋各國行はる者
と大に其體を異よ志未だ下民の賢能を壓閉
する弊を免れず或は忌諱を憚り公論を鮮明
にせざる類許多ありて見ゆる不足らば故に戊
辰 御復古を以て筆を起し部類二十門を分

ちて掲載し壬申六月に至り既十卷は満つ
直ち小梓に上す其餘は毎日撮摘し隔月一
本とを以て頒賣す

一此書僻遠鄙邑の新聞誌を毎日繙閱する能は
ざる見女子も急ふされん専ら勸善懲惡に
する者を掲載し且兩訓を附志讀易から志む
一戊辰の新聞誌半は御征討の事件を記載し
其事誤聞虚説多して實は大典を紊すものと
謂ふ者故一切之を載せば唯一士一夫の

其主も忠を尽し其親も孝を尽し戰場中も奮
死志危難は堪る等の美談は彼我を論せ忠
孝の部も掲載を且つ蒼生の戦難も罹るも亦
多し間々原水記載せるものハ洩らさづしそ
録し以て昌平の徳澤も浴する情夫の誠意と
を以
一朝廷の御布告ハ已に官も於て官途必携布
告全書を以て公聞し玉ふ故も悉く之を欠く
と雖も首卷の政度部の日誌の御布告神祇部

兩社の如きことさら小童蒙こどうもう示す極きハ間々これを記載して定格ていかくあることあり
 一引用する所の新聞誌每卷其簽目せんもくを記し每章題下其號ごうごうを附して以て原書と為がハズ確實しつじつの説あるを證しるしを

一新聞誌中物價氣候ぶつげききうを記載する固もと緊要きんようと為されど戊辰ごつしん以来每日の物價ぶつげを記するものあり偶々五号ごごう或ハ十号間じゅうごうかん挾むものハ金貨米價きんげまいのみを摘載てきさいし其外諸物品そとしよぶつひん非常ニ高低たうていしを

論あるものハ他物たぶつと謂いども洩もらすことあり近時きんじ日々新聞日新真事誌にっしんしんじしの二局にきよくを開ひらきとより毎日寒暑かんしよの度物品ぶつひんの高下たうげ及び晴雨せいうに至るはで審み加かふ記載きさいせむ故ゆゑニ會社かいしゃの開局かいきよく已来いらいハ每卷日表まいせんまいひょうを附つき金貨米穀きんげまいこくの高下たうげ寒暑表晴雨かんしよひょうせいう時候きじょうを記し以て後年の比較ひかく便べん便べん一新聞誌中和歌詠詩わかとぎやうしの類るい巧拙くわくせつを以て取捨しよせつをれば却かへて作者そしやの真意しんいを失うはるあり故ゆゑニ作しやの巧拙くわくせつと事の善惡ぜんあくを論ろんせむ悉しつ々しつ然ぜん然ぜんを録ろくす

一抄録する所の文原書に就て私意を以てへば
 唯誤脱を校正するのみ故に各章文體一なら
 ざるに固あり其拙劣なる有りと雖其まじり
 載し事實を童蒙に傳へ開化の裨益多らざること
 を企望するのこ

一海外の新聞其数限りあり故に十巻中の
 皇國諸新聞に譯出せるものを記載し示来に
 普々海外の諸君子に請ひ得るに任せ掲載す
 べし

一文事の部往々新聞誌の序及び會社の披露を
 記載するものゝ各社の規則を了解せしめん
 が多めあり

一海外の人の説を我新聞中に記載するものと
 雖もみな其門部に隨て録を我國人の説と雖
 も海外の形勢を記するものゝ悉々海外の部
 に收む

明治五申申晩夏

編者誌

新聞摘要類目

忠	政	度	刑	賞	神	祇
忠	政	度	刑	賞	神	祇
孝	度	刑	賞	神	祇	
貞	刑	賞	神	祇		
烈	賞	神	祇			
功	神	祇				
業	祇					
兵						
事						
街						
談						
巫						
祝						
淫						
奔						
天						
災						
技						
藝						
論						
說						
氏						
釋						
氏						
論						
說						
物						
價						
妓						
娼						
天						
災						
悖						
逆						
海						
外						
總計						
二十						
目						

引用新聞書目

内外新報前記

章下内茅幾号ト記ス

戊辰四月
二追記ス

海軍會社發

内外新報

章下内茅幾号ト記ス

戊辰四月
發

全社

内外新報別集

摘載せしもの志

戊辰六月

全社

中外新聞外篇

中外茅幾号ト記ス

柳川春蔭著
社中藏板

横濱新報

多

葉茅幾号ト記ス

横濱九十三番
ウエインリート

公私雜報

公幾号ト記ス

公私雜報會社

市政日誌

市幾号ト記ス

市政裁判所

これハ新聞しんぶんよりらで市政裁判所しせいさいばんしょの御記録ごきろくをれ
 どむねと新聞の體たいよあらひて認しん免めんられぬれ
 ハ勸善くわんぜんの道みち子関こかんするもの少すくなくうらび又また市中しちゆうの
 新聞誌しんぶんしよ出す處ところきも市政日誌しせいじの御發行ごえいぎょうられ
 ばそれそれよ讓あづかりて記しさざら類るいも多おほうれば畏おそこ
 りそれ抄出しやうしゅつしし覽者らんしやよ志しを以もつ

新聞摘要卷之一目錄

政 度

一日誌の御布告

刑 賞

一横濱ベリリー新聞

神 祇

一豊臣の社

一楠の社

忠 孝關

貞烈

一歌妓の讎撃

功業

一日本産物世界七大國の内ふ入

發明

一寒暖計

文事

一看東台櫻花有感詩

一内外新報之序

一川路某之詩

一釋深暘の和歌

一屠服徒の辞世

一内外新報前記の披露

一千浪の和歌

一詠人知らず和歌

一同

一之以めらる和歌

一内外新報披露

一失名氏詩

一英法如何抄譯

一無題詩

一或る妻が五章并和歌

一題知らぬの和歌

兵事

一上野の兵燹

一軍艦ストンウヲルの事

釋氏

一天竺釋迦之像

論說

一和蘭書記官ケレンチホーの話

一蝦夷地開墾の衆議

一某官人の建白

街談

一正月八日譯出新聞

一兵士の吟詠

一狸の快異

物價

一日本の雜貨上海よての相庭附

技藝

一俳優田之助の脱疽

巫祝關

妓娼關

天災

一王師ふ敵を

揺奔關

悖逆

一官軍の合印を錦の小旗を奪一賊

海外

一外國新聞

一アビシニヤ國王の悪行

通計三十八章

新聞摘要卷之一

近江 高田義甫 纂

○政度之部 一章

日誌の御布告内第二十四號

近來大政官よて日誌を出版し廣く天下に
 御布告被遊外儀ハ上下貴賤とあて 御政道筋
 を敬羨せしめ一意に方嚮する處を知り其條理
 を踐行せしめんとの 御仁慮に被為在付諸
 國裁判諸道鎮撫使諸藩留守居等江 御渡ニ相成

小事ニハ間大切ニ取計ヒ遊邑邊陲末々至る
海で不洩様 御趣旨貫徹候様吃度可相心得候
事

但元幕府の領所元郡代元代官支配所江ハ此
度取締被 仰付置候藩々より可致通達寺社
陣屋向江も其宿寄の藩より相達候事

○刑賞之部 一章

横濱ベリリ新聞 内第四十九号

三月二十三日即日本二月晦日英國の公使京都

小於て 帝王小拜謁せんとて行ける途中日本
人小襲ハれ至初め中井幸藏外國公使館の護兵
を引連れ又公使館護騎来り公使直小出立後
藤象二郎と云高官の人並小通辨官サトウ其か
さばら小附添前後の従者横衢小曲らんとせし
時豈小計らんや日本人不意小両側の住居より
飛出て各両手小護物を持ち當りまぐれ小切付
る其内小中井幸藏馬上より飛ひ下り大小戦ひ
一が石小海まづき頭上小痕を受ふり思ふ小悪

徒の内命がけよなり一者ハ唯二人其時後藤象
 二郎公使よ附添ひ居て未ど角をまうらば馬上
 よ至下りて此の形容を見て居一が中井幸藏の
 危きを救ふんとて馳付け一人を殺一亦一人ハ
 猛獸の如く破落く出別當其外馬などにも疵付
 彼も亦鎗刀ピストルの疵をうせれども其仕業
 の早きらと實よ驚く遂よ逃げ去り夫より
 ミニストールハ御所よ行き何の變もなと怪
 我人等を旅館へ差戻せり醫師等熟鍊あること

實よ賞す登一少一の間よ多くの怪我人を療治

せま

一囚人を吟味よかり一ふ其者初めハ同類ハ
 らば元来大坂邊の僧よ一々京都よ来り神兵小
 入一よ志言ひ一が遂よ同類何をて外國人を殺
 害せん為よ来里一事を白状一後藤象二郎の刎
 ね一首を見ゆるよこ此ハ其頭なる事を白状一
 再び白状生る様未ど外よ同類何と是等を捕
 へられあり

一唯二人ふて英吉利兵士七十人を襲ふとい實
ふ大膽あり

一此時京師政府の所置我等の為ふ悦ば
皇帝公使へ見舞の御使を遣はされ又御大名衆
よりも御使者を遣はされり京師政府の親き事
ハ日本國中の御觸書を以てある處一其書ハ外
國人を殺害する者ハ刀劍を取上られ或ハ本式
ふ志多かハ頭を刎ね獄門ふさらせしと此度
公使を襲ひ一時の囚人初めハ外國人を殺害せ

ん事を多くみし者なれども外國人ふ親切に扱
うられ感伏な一夫ハ後悔せしを

一此騒動の翌日公使其外同官の人ふ日本三月
三日ふ拜謁を公使大ふ喜らび翌日京師を引
拂ひ歸すハ嚴重に警固を伏見にて京師高官
の人ふ會ひ其人の言ひハ囚人を罰一同類
の者の頭と一所ふさらせし由
一當時日本の擾乱行末如何あらん歎外國人も
懸念をる所ありしれども天帝人を捨てん

あらが授けらるる其所を以て然れば多と一
の真亡万人の共小傷む所と雖もつらそ日本
開化のよと万国に凌駕するの源豈小是
ざるをいらんや唯願王の當時 朝廷に臨み
政をさ々ものよと此意を奉戴一毫も其間小私
曲なきを若し志ららば水のすすく深きが
如く火のすすく熱きが如くんバ亦運の女と英
國教師云へり
ハークスを傷けあるものハ醫師の子息少を變

名朱雀操と稱し十九歳あるよし

○神祇之部 二章

豊臣の社 内第三十号

大坂御城外近傍の地を撰み豊臣秀吉公御社壇
御造營有之旨去月 月三六日被仰出候事

楠の社 同上

四月二十一日神祇并 兵庫裁判所へ御沙汰
大政更始の折柄表忠の盛典被為行天下の忠臣
孝子を勸奨被遊候ふ付てハ楠贈正三位中将正成

精忠節義其功烈万世に輝き真ま子こ千歳せんざいの一人ひと臣しん
 子のこ龜鑑きかんよよ故ゆゑ今般神号こんぱんしんごうをを追謚おひな社壇造營被しゃだんぞうえい
 遊度あそび思食おもひ小候依之せうこうい金千兩御寄附被為かねせんりやうごきよつけい在候事ざいこうじ
 但正行以下一族の者等たゞまことしげ以下一族の者等鞠躬くつこう尽力其功勞不少じんりきつこうらう
 段追賞被遊合祀可有之旨被だんおひめいせうせうごうごう仰出候事おほせうけうじ
 別紙の通りべつし楠社造營被くすのき仰出候おほせうけう付てつ天てん
 下有志の者御手傳致度義申出候得した有志の者御手傳致度義申出候得御差許ごさしあき
 小相成候間其地せうさうせいこうま於お於お程ほどよく可取計様被よくとれけいさま
 仰出候事おほせうけうじ

○貞烈之部

歌妓の讎打 藻第十三

京の東山ひがしよよおきぬととししふ歌妓うたぎ何なにををその藝ぎ
 いいふ海うみでもでもおきおき上手うへをを手てももよくよくかかききうう
 せもせもよくよく讀よりりおおささああううああしし時貪ときを一ひとくくててひ
 ととその親おやををややああひひううねねてて何なにもも一ひと程ほどよよ近ちかきき邊へ
 りり又また住すむむ人ひとふふ藤七ふじしちととししふ男おとこ何なにももととま
 りり金持かねもちよよももああららざざれれどもども此こゝおおききぬぬがが親おやよよ孝行こうぎょう
 あるあるをを何なにももみみてて折おくく金着物食物かねきものしきものををどどをを分わ

あつてあど〜とまらる程ふ年過てその親死ふ
 り里さておきぬへ此藤七が妻ふあらんとてひ
 そらよ行末の契りを結びて月日の過るをあの
 しみや妓女ふあうて世をわたりり此ごろ九州
 がこの武士ふて度〜此軍ふも高名〜と某
 とららる人このおきぬがめまきよ惚て多の
 金をおしあづけうひ捨てさほぐふとどきられ
 共此おきぬきかぞゑをこれ程ふ心を尽すふ何
 故あらんとてせんさき〜とければ此藤七あ

る事を悟てやがて其夜かの武士ひそら藤
 七を殺〜ふらおきぬが心思ひやる處〜さそ
 翌日のあそがれむかりふらの武士悔とさる方
 ふ来りておきぬをよびて三味ひあせうとてせ
 むど〜常の如くあそびふらおきぬもうら
 みさる顔も見せぬあふげあき〜ふらち笑ひ
 けうじほ〜此武士よ酒多と吞せ〜いつもより
 あれ〜もてあえつはとそをふよりそひこ
 ららるて手を取て引寄ふ〜おきぬ此武士を

横においたはしりて上よのり手早く帯の間を
 短刀を取出しさう手よ持よと見へーが此武士
 のむちいとよつあもとゆるむらまよつき立よ
 りりきてあんだ音よてりひけるいあらうれ
 や首尾よと夫のかくきをさうちとめーぞとや
 げて其武士の刀をぬき首を切て持去ーが藤七
 が墓よ持行てさる置おのれも自害ーたりと
 りまれ世の中の語り草とぞなりになりる辞世の
 歌よ

おくれおそきあつらんもいりてのふと途の川も伊ふ越あん

○功業之部

日本の産物世界七大國の内よ入 藻八篇

フランス博覽會よて万国より思ひくよ其國々
 の貨物を持出せー中よイタリヤの玉石のふ
 甚ど多くて其色のさあぐりてうんく
 事と細工のよきことハ實よ目を驚らせり鐘錶
 ハスイツツルよ及よ物あーされどもらばの機械
 ハイキリスを以て世界第一とすなへさそ日本

此博覽會この博覧會よて七ひち大たい國こくの中なかの數かずふ入いり多おほり夫おのの
 國くに々々より鑑かん定てい家かを出いせらるが其その評ひやうよも里りをかか
 へ定さだめありられふもまを法國こく王わうよりカラン
 プリンといふものを賜りしといへるがランの
 大たいアリ止しの價あひといふ心こころあり厚賞しょう又またハ褒美びをど
 りの意い味みあるべし其その形かたちハ丸と洋銀ぎんの少一ひと大おほ
 りの程ほどよう厚あつさハ一ひと分ぶむる金きんむとよう表おもてふ今
 の法こく國こく王わうの像ざうを鑄ちゆう付けたり三代だい目めナボレオン也
 裏うらよ日本こく全ぜん國こくといふ文ぶんあり多くの國こく々々より集あつ

聖せいある中ちゆうよ七國こくへ是これを賜たまひしが其そのうちよいを
 あるこそ日本にっぽんの面めん目めありしれ
 支し那なよ聖博たか覽らん會かいよ行一ひと者ものあり又フランス人
 よて支し那なの貨か物ぶつを買ひ集て博覽らん會かいよ出したも
 ありしがいづれも見るは足たり物ものあり漆器き磁じ器きを
 おもひ持もち行ゆ一ひと其その舟ふね三さん四し分ぶんハ日本こくの物ものを取とり
 へて出いせられとせ
 ○發明はつめい之の部ぶ 一いっ章しょう
 寒かん暖ぬあ計けい 内ない 第だい十じゅう四し号ごう

寒暖計の度ハ三種ありセルシウスレアウミュー
 ルハーレンヘイトと云多クハーレンヘイトを
 用ひ機械學家よてハ多クセルシウスを用ひセ
 ルシウスの氷点を零度とシ沸湯を百度とシレ
 アミュールの氷点を零度とシ沸湯を八十度とシ
 ハーレンヘイトの氷点を三十二度とシ沸湯を
 二百十二度とシ故ハセ氏の六十五度ハレ氏の
 五十二度ハ氏の百四十九度を至
 ○セ氏の度をレ氏の度とするハセ氏の度ハ

四をかり五を割る○セ氏の度をハ氏の度
 するハセ氏の度ハ九をかり五よて五を三
 十二を加ふべし○ハ氏の度をセ氏の度ハ為ハ
 三十二を引去り五をかり九を割る○ハ
 氏の度をレ氏の度とするハ三十二を引去り
 四をかり九を割る○レ氏の度をセ氏の
 度とするハ五をかり四を割る○レ氏
 の度をハ氏の度とするハ九をかり四を割
 三十二を加ふべし○多クハセ氏の二十五度

よ四をうけ百五ふて五れは二十度とある是
レ氏の度あり二十五度ふ九をうけ二百五ふて
るり四十三二を加ふれは七十七度とあるこ
れハ氏の度ありハ氏の七十七度より三十二度
を引き四十五をうけ二百九ふてわら二十五度
とある是レ氏の度あり其餘は推してまらるる

○文事之部 十六章

看東台櫻花有感詩 内前第九号

失名氏

一樹香雪接翠霞春山晝静梵王家常年忠士題詩

日護得行營亦此花

内外新報之序 内第二号

寛永年間小佛蘭西國始也々新聞雜説を集めて
開板せし示来此事大に行はれ諸州共小新聞局
あらざる所なきふ及ぶ江戸に於て由中外新聞
板行ありて夷意隔絶の異事を知り四海の善言
を索也頗る方今時勢小利益多し然りと雖も横
濱新聞の訳の如きハ省畧し之る事多し又遺憾
あらづや依て此度會社を定め新聞を得るに志

こがつて之を記し如之内外の布告及び撰任轉
職等を洩らさば記載し又廣く異論異説を集め
て内外新報と題し以て會社日用の便りに備ふ
新報の速し刊行を要する事を主とするが故に
猶餘漏れなきしむるに四方の君子も一新
報を聞ば幸ひし寄贈して遺洩を補ひ給ふを
慶應四辰年四月
會社 執事

詩 内第三号

三百昇平忽乱離紛々兒女万家悲恩顧志士為君

川路頑民齋

死千古留名在此時

和歌 題志らば

内第六号

釋 深 賜

二荒山神の光りのあつてをくもり御名そらうゆきぬ
二月二十二日泉州堺妙國寺に於て切腹被
仰付即刻宿屋町寶珠院に遺骸葬りし相成
候人名 并 詩歌 内第七号

箕浦猪之吉源元章 二十
除却洋氣答國恩決然豈不省个言唯吟大義傳 五才
歳一死元来不足論

西村在平次源氏同 四十

風ふちる露とあふ身いしとあはれとこころあはるくつゆを捕

池上彌三吉藤原光則 八十

皇國のあめよわつとまをこころあはるくつゆの道ひらきける

大石甚吉藤原良信 三十
六才

我もほく神の御國のあねあはれなをいしとあはれ今日と思ひ出

枚本廣五郎源義長 三十
四才

皇國の御為とあはれ身命をすつとあはれ胸のまを

勝賀瀬三六平稠迅 二十
八才

うけまも君の御為とひとすよ思ひ迷をぬきまを

山本鉄助源利確 二十
八才

塵泥水のしつとあはれ底のまをいしとあはれ

森本茂吉藤原重正 三十
九才

人心曇りかちある世の中よこよふ心のみちひらきせせん

北代堅助源正勝 二十
六才

身命はかくあるまをいしとあはれ名のみちあはれ

稲田貫之丞藤原慣成 二十
八才

時をそとさきとあはれも櫻花あまらばまをいしとあはれ

柳瀬常七藤原義好 二十
六才

魂をいこふとてその日の本に多けきころを四方すめさん

内外新報前記の披露 内前第八号

原稿大君の辭職より草を起す唯事倉卒小出る

を以て未だ校正よ暇すあらば近日内外新報前

記を刊行し以て原始を審り小世人看官此旨

を諒せよ 會社幹事識

和歌 題考らる 内第十号 千浪

隅田川をの白浪立ちくろくろくり世よあるるゆき

和歌 某の君卯月の初めひとちの國へ

ものしめまふし兼りて 内第一
十四号 よみ人志らる

くろくろの菟波の山のふもと君さむねをあらめを啼

和歌 世の中さかかしくころほとぎに

をきり待りて 内第二十
五号 よみ人志らる

もやの世ふりてまほまほかへる聲のきこくたさわらん

和歌 此頃の世をなげき 内第二十六号

えん子

かすあらぬ身さくろくむきあふめけしつと世を思ふる

内外新報の披露

内第二十七号

方今我新報の世ふ公行を多やまらん盛大ふ
 一々寒郷僻邑も到らざるあり牧童漁兒も看ど
 り多し然るも上書建言の如きふ至てハ文字ま
 かりトウきを因て其二三を據ひ附を多ふ
 國字を以て一解するも俚語を以て一々集録し
 て内外新報字類と名づけ上梓して以て童蒙ふ
 便りハ發兌近きふを

詩 内第二十八号

矢名氏

漢家自一解權勢逐鹿諸侯如是多徧日常君今有
 否空彈長鉞唱悲歌

英法如何抄譯 内三十六号

ウイルレン王治世大凡法律定リ國民ふ自由を
 得せしめしが未之新聞紙ふ付て沙汰はらざりし
 然るも當節ハ新聞紙開板を多し甚ご自在あり
 いうある高貴なるも此を志多しと雖も實事を
 志すは妨げあり尤も太平を妨げ名分を破り
 人々を難儀せしむる浮説を志するさる様氣を付

罪^ツ但^レ一^レい^のま^うなる^説阿^まと^も私^人記者^を
 罪^レは^べら^らば^其筋^へ訴^へ曲^直を^正す^所一
 かん^にん^先生^曰く^新聞^紙中^に勸^善懲^惡あり^{ある}
 正^大公^明なる^を志^らざる^{もの}の^とり^あへ^る
 正^大公^明なる^を志^らざる^{もの}の^とり^あへ^る

無題詩 内第四十号

錦^旗遥^指北^陞間^道路^險危^時又^養想^像三^軍帰^思
 切^落花^残日^匆来^関

阿多妻の玉章 并和歌 内第四十六号

志^州鳥^羽の^藩士^あふ^ぐの^妻國^許へ^出立^の折^也
 そ^の姉^ふわ^うれ^をお^しみ^て送^る一^ふく^ある^を
 あ^らひ^とさ^し一^させ^しま^ふ一^さる^を
 春^雨の^はれ^くあ^るま^る筆^とを^まあ^と世^{の中}を
 思^ひら^る生^者必^滅會^者定^離ハ^万物^の長^たる^を
 人^間を^初め^鳥獸^ふい^る海^を危^性あり^る此^を
 こ^とわ^らふ^も世^にく^やさ^らぬ^を四^海浪^を
 け^き御^代の^それ^始を^萬國^治を^徳川^上ふ^ふ葉^を
 の^松の^生ひ^初め^をみ^ぎを^との^ふら^るを^太

夫の位もあつらひどく霜よの辛苦情なるを積る深
 雪を志ぬざつ芽出さく老木とありとげ年々
 枝葉榮へ行ひる百年うとき老きも花よはら
 一や月よ雲ささるるあぜよ今も中根さ枯あん
 いらさほふん歎くもあをあまひり諺もいふごと
 きたれ杉木の下よ雨もらぶあれく袖のあきん
 庭の千草もうちり分けあし種もあつらふゆ
 えもあつらぬ大和路や帰る木蘇路のあきもあつ身
 のあつらひるささるるあき此行亦い誰をわしるひ

せん高砂の松も千歳に限るといられあん生者
 必滅會者定離のこころをせむる是非あつらふ
 祇に無量の夢さめて真如の月あ明らけを迷へ
 ば座しを地獄の責めア悟れうしくこれいふよど
 人をあまひと

和歌 題志らる 内四十九号 しみ人しらる

つれふ語る友うさそをぬる忍ふ園のやぬあれのそら

○兵事之部 一章

上野の兵燹 内第四十一号

五月十五日焼失の場

山王御供所 山王社清水堂大佛殿
元の箱荷社等残ル

吉祥閣 俗山門といふ

瑠璃殿 俗中堂といふ御水屋ハ残
且神祖御靈屋ハ御別条有

御本坊 御門并小御築地ハ残
御殿向ハ不残焼失

凌雲院 不残

涼泉院 七分

覚王院 不残

妙教院 半分

覚成院 半分

根岸御隠殿 御門長屋残る御殿向
不残焼失

此外未だ分明あらば

同所近邊町屋焼失の分

仲町両側

同片側町 少錦袋圓焼どまり

廣小路西側 不残

同東側 半分

数寄屋町 不残

同明町 不残

上野町二丁目 不残

同一町目 少

山下邊 ぐんぐん 圃村五條天神燒

御徒町 少

下谷 少

浅草新寺町 少

坂本一丁目二丁目 不残

同三下目 少

谷中門外町屋 少

同三崎町より 團子坂下飛々燒

天王寺本堂並小中門前町 少

根津 少

山内並小近邊 有之候死骸

山内四十八九人

三橋内四人

廣小路三人

其外谷中口死亡とも都合七十餘人

焼死の者数未だ

十五日朝五時前より戦争相始り七時過ぎ終る

失火へ熾んふ夜半頃まで残り火翌日十六日昼

過ぎまで有之

軍艦「ストンウヨル」の事 藻第十二篇

去年日本の使節美利加へ行こる時小美政府より鑄装蒸氣船一艘を買たりけご一軍艦賣買の事へ私小おこあふ屋うらむる所あれども美

日本へ特小親睦のたえ小曾て許はることをあり

其船ハ當時世界第一の堅艦小一昔日美國內

乱の節南部の為小佛蘭西にて製作しあつもの

あり志りゆ小南部力つゝ乱平小至り此船

政府の有とあり多量其積高ハ一千四百噸小

て蒸氣機四具六百五十刀驅船子一個舵二個有

ラム敵船を衝突ハ長三十三尺あり水八尺

の所小何蒸氣の力をさかん小敵船をの

ぞんで馳突すれを之を沈覆すづきあり 鋳板

つさ五インチ半の物を以て包装せる事水下
 七尺の所ふいゝる船側もまた厚さ三尺ありて
 内ふ向て斜ふかゝむき敵の砲丸よあゝると雖
 も霰雷の屋根ふ轉展して檐端よりおつるがごと
 く穿洞す履うらぐそあるとらる此三門あり一
 三百斤の加農其二ハ共ふ七十五斤あり
 右船の價ハ五十萬元程ありハワイ迄ハ美國の
 旗を建て来れ至ハワイみゝ初て日本の旗をあ
 げたる一うらよ元来此船をかふ時石炭など用

意の品ハ少しも掛合ざるを以て此所より日本
 ふいゝるまで入用の石炭を買さるべららばハ
 ワイ政府これを見て日本政府へその赤心を
 らわしそ金を貸し石炭を買て日本まで帰着こ
 とを得せしむ是ふ於て船將ブラウン終ふ無難
 よ日本へ到着し下錨したる志あるふ日本内乱
 ありを以て美國三ニストル中立不偏の法を守
 り其蒸氣船を政府へ渡り事を欲せばたちどし
 ろふ命トて日本の旗を脱て美國の旗を揚し免

新刊 日本外紀 卷之二
こり今此ストーンウラル船を日本へ渡りあら
ばられを得ん者必ずよと其蘇の諸船を沈覆を
るを得るべきあり

當時新駒國邊ふてモヌストル包怪カの砲を製
作は長二十二尺半膽孔二十インチ砲の横徑五
尺四インチ

英國七年の内乱既ふおさまりて二十七の鑄装
軍艦有といへども政府まとの之を用ゐる事あり故
ふことごとく是を買却して國債を償ふと欲と云

横濱九十三番

戊辰五月

ウエンリート誌

○釋氏之部

天竺釋迦の像 葉第八篇

二十三日フランスの博覧會よりかへ至来り
吉田といふ人のほなふ天竺のセイロンを通
至一時らゝい佛誕の地をればとて案内者を頼
て其寺に至りて釋迦の像を見といふふたやま
へゆさば日本人の佛を信するよしをいひて

色々よまわりのけれバヤしく僧どもぎをもち山
 扉をけけて見せたる像の大きは一丈三四尺を
 うりにて蓮華の上よ結跏して手をひざよのせ
 ぬるさよ日本よある地藏の形よ似たり頭も螺
 髪よい阿らげ顔にも手豆よも箔をたよぬりさ
 てその前よならび立る本像い現在日本の禪僧
 の形よよく似たる尺衣のひざ少しそこより返
 る道よて船人のうたふ歌のふよをきげバ日本
 の禪宗の坊主の唱よおむうらたんのうよよく

似る者なりとぞ

○論説之部

和蘭書記官ケレンチ子一の話 内前第六号

ケレンチ子一の話よ日本と印度とハ地震とび
 く有之和蘭よてハ地震更よな一故よ甚ど恐怖
 をるな日本と印度とハ地震同一ことよて肉
 色ろのことなるハ如何と言ハれ

蝦夷地開墾の叢議 内第八号

三月二十五日午刻議事所よ於て三職及び徴士

列座して岩倉卿より策問に

第一條箱館裁判所被取建之事

第二條同所總督副總督參謀寺人撰の事

第三條蝦夷名目被改南北二道被立置ハ如何

右史官讀三上げ公卿諸侯徵士等各答論何至山

階の宮ハ即今頓ふ難申の旨鷹司前右府ハ過日

右地所ニ付建白有之候兩朝臣を御任撰可然の

子中御門大納言殿ハ御人撰第一の趣御答何

至總督の属任越前候ハ仙臺へ十時摂津ハ加州

ハ被仰付べきとの事肥前老侯の論小開拓ハ

第二儀と一先づ裁判所御取建總督參謀御撰奉

被為在基礎を被立置且人を得以て開拓の仕方

可相立と申さる木戸準一即此論小同人撰大

藩ハ被命候ハ如何や一藩の力らして開拓ハか

多うなるを但一人材を網羅しその地小棋置い

て眼前の利を不圖當今其地より歳入の金を

以て費用小給し精々墾拓小力らを盡し可然と

の議あり

副總督重て魯西亞の應接へ如何也各國同様ふ
 て宜く候也と御訊問らるよ木戸隣境の訳け柄
 も有之候得ども條理上よてハ同トかるぞと
 答へ一神山左多衛の惣括たる人材を御撰擧有
 之候ハ一則ち其任より其上地よ志一有之者を
 用の候順序よ運び候へハ開拓の道ハ隨て相立
 可申の由井上石見ハ裁判所御取建よ相成候て
 も奥蝦夷ハ程遠きこと故何れ別段參謀よても
 御遣一よ相成多と人撰ハ岡本文平を採用せん

と演説す大久保一藏ハ松浦多喜四郎を挙毛受
 鹿之助ハ内山七郎右工門を薦め木戸準一郎ハ
 内山龍助小原二兵衛ハ龍助の弟内山介助を撰
 青山小三郎ハ土井藩を推一越前侯ハ土井能登
 守を任せんとの建議あり其他徴士參與十数名
 何れも別よ異論無之建言よ不及副總裁衆議よ
 從て先人撰を決定を然多後よ裁判所取建追々
 開拓よ手よ下以べきの旨仰せらる右よて議事
 終至衆皆退散

某官人の建白 内第十五号

小臣これを海外の一知己よと近日魯西亞首
 として同盟諸國小報告ありとその大趣旨よ云
 く東洋日本の定約ハ徳川氏幕府と至一時結び
 一ところ今日よ至りてハ政權 朝廷よ帰納せ
 りといへども其國の大身會議の一定事あり
 をきゞゞ一ニの候伯倉卒小出者ハ尤も以て
 疑ふ處一その定約を究問一其情實を尽して其
 討すべきハ討一助くべきハ助くる者大國小國

を保護一其國の生靈塗炭を救ふ各國定約の大
 信公議至れり所あり同志同約の諸國ハともふ
 軍艦をとつての東洋小向つてその是非をやと
 んと其其實否よ至てハ未だ如何を志らばとい
 へやも必だその事の發する也必せ古より東
 洋の諸國西洋各國小蹂躪され内附するもの此
 々として皆内属其の邦内の小是非小相食せら
 れ終小其國家を失ふを察せむ私を逞一として
 其極其國を破る小出さるあ至今也英吉利ハ兵

庫より佛蘭西米利堅へ横濱より居り英の下風
 とこの子に魯國豈ふこの二國の下に付んや大
 信を唱へ以て我皇國を内附せんと以誠小其
 真意の何る所これを掌上に視るがごとし然を
 思はず侯伯黙止して唯その領國を固守せんと
 以つは是を其任とすと云んや且勤王の真意
 亦何れふらるや百歳小して公議定り如此なる
 も此これを報國といふんや印度支那の輻遠の
 らば朝廷を辱汚し皇國を内破りその責何

人よ何るや呪や今日百年を去るべし小臣其
 詳解を問んと以希との私意を去れり公平至當
 を以て小臣の疑惑を解んことを誠恐謹言

○街談之部 八章

正月八日 譚出新聞 内第八号

一日水國政変革小付て西國大名の會盟を催は
 法則小て善き裁許と稱しとる書付あり終小西
 國諸侯徳川家の黨よ撃勝べし此変革の廣大よ
 して且都合子とらる中よその利専ら小貴人よ

關係せ至外國人亦及雇り如何とされば則
 ち將軍の擅子、なる虚政を除とのをならん
 朝廷縉紳新會議官の兩職正し人民の撰とる
 多との名代又と會合をるよ依て我等の常日
 本政事の妨と考ふるよ 天子公家の權威も變
 せん考ふるよ改革の大なる手段に共和政事よ
 趣と時運あらん外國の貿易の盛んなるよ依て
 商人の富強も亦從て起り各名代人を撰び建言
 するよ至らん今の變革に獨治政治より會議政

治小轉ト多る變革を至日本政治ハ多年企望せ

一ことと合都合子きもやうふを多る

兵士の吟詠 内第十四号

何官軍の士中仙道大宮者一止省の折柄下婢
 の何ごととありありん過失あり一をいとくいか
 りせがゆ一主人とを種々取あ一あごめ
 一りども聞入をよつて旅亭のかといらよ住居
 せ青山下野侯の浪人よて書跡指南いよ一居
 る上山寿山と申はものを頼と託言を申入よ

やうく聞濟つ右官兵取敢は筆をせきて

そら音そそり人まきせおびのるせきの屋をりきり

狸の怪異 中第十六号

四月二十日の夜小石川町歩兵屯所よて一人夜半のころ寢所より起て厠へ行し真黒なる物突然と来りて頭よ突當ると寤ゆる故再び刀を提けて駈けいでしそのる卒到して人事を志らぬ人々集り介抱せし頃て正体よ成り多と至然るに髻いおちて二三間離れぬる地上よ

アリシトコレハ狸の祟りあると正しく云ふ人あり屯所中よ稻荷の社ありて年久く一つの狸住り兵士等食物を社よ供すれい必は半時斗りよて紛失せると然るよ此人かゝる事とも志らぬ昼のふと戯れよ小石をひろひて社よ抛が付しよ折よく格子の間よ入るよかを續けて二三度抛込みその海よよて歸るとその夜髻を切られぬり併稻荷の社よ狐の住すし狸の住し一奇事といふ

日本の雜貨上海ふての相場附
十三日出の上海の書信昨日とくらへて肉ふ日
本雜貨の行情單は

香蕈 百斤は付

三十兩ヨリ三十二兩マデ

海參 上物

四十四兩

同 次品

三十一二兩

鮑魚

二十五兩ヨリ三十一二兩マデ

魷魚

十一兩ヨリ十六兩マデ

魚翅 白

三十兩

同 黒

十六兩位

蝦米

十二兩ヨリ十七兩マデ

樟腦

十四兩ヨリ二十兩マデ

茯苓

三兩ヨリ四兩マデ

五倍子

二兩ヨリ三兩マデ

蘇木

三兩位

牡丹皮

十八兩位

香帶

一兩ヨリ三兩マデ

帶絲 上

四兩

同次

二兩位

此壹兩といふは洋銀一枚三分五厘程よて大抵日本の金壹兩と同程左程

○技藝之部

俳優田之助の脱疽 藻第二篇

江戸の俳優澤村田之助去卯年九月脱疽を患て
美國の醫平文先生小療治を乞い右の脚を股
の裏より切取て何と小薬を付たりさて其とき
田之助の頼よて平文の國許へ脚を註文せしが

二三日前よ何つらへのあ一本アメリカより
来れり近き舟ふあいつぎよ田之助横濱へ来り
を

但去三月中脚一本よて江戸の三舞臺をい
とせし繁昌なれば狂句よ
舞臺てもゆたたるもう大當全 句主 不知

○悖逆之部

官軍の合印なる錦の小旗を棄て賊二第

三十七八才位

右の者或夜酒家にて酩酊の上大村の兵士と諍
論敵一官軍の合印錦の小旗をと去其後道路
ふ酔卧一多り一を官兵の巡邏ふ見付られ其屯
所よて懐中を改ら然一所かの錦のきれ五六枚
出一々バ事むつう一と相成既ふ一命ふも拘る
るさの所格別寛大の取らつひよそ多令あひ
すむる由

○天災之部

王師ふ敵あ一藻第十四篇

九日夜フロシヤの船大風雨にて打こりされ
り是ハ兵器を積て北方奥羽の國へ賣ふ行んと
せ一がかくてそれるハ王師ハ敵あきの祥を
るる

○海外之部

外國新聞 藻第二篇

英國の女王其大子と新金山ふ遊び一何者と
も一れは草木の影より鉄炮を打つけたるが太
子ふ當りあり命はいかゝとるまぐれども甚

ふりでのふりあま

アビシニヤ國王の悪行 藻第二篇

アビシニヤといふ國ハ天竺ニ近き所あり國の
 王近來甚暴虐よて木の枕を人の腰に打込又ハ
 人を裸よて地ニ伏て置其上ニ鏡の車をあこ
 せなどしを樂くとせり此王ハ黑人あり時
 エウロツパ人の種に十六歳よある子供を見
 て是ハ白人の子ありにときやつうなとて牢へ
 入れしとぞ此子の親ハ曾て此王の危難を救ひ

しことわあま者のし悪行かくれど故此王
 外ニ出る時ハ百姓皆奔走して逃げ隠るるとぞ

